

令和8年度青森県学習者用コンピュータ等（Windows）の共同調達 企画提案競技実施要領

1 趣旨

本要領は、令和8年度における県内公立義務教育諸学校の学習者用コンピュータ等（Windows）の調達の受注候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 事業の概要

(1) 名称

令和8年度青森県学習者用コンピュータ等（Windows）の共同調達

(2) 内容

別添「令和8年度青森県学習者用コンピュータ等（Windows）の共同調達仕様書」のとおり。最終仕様書等は、本企画提案競技の最優秀提案者との協議により決定する。

3 提案額

公立学校情報機器整備事業費補助金上限が1台当たり55,000円（税込）であることを鑑み、自治体の経費負担が最小限となるように提案すること。

※別紙1「機器仕様詳細書（Windows）」の設定作業2（オプション）は単価を示すこと。

4 本企画提案競技に関する事務を担当する部署の名称、所在地等

(1) 名称・所在地

（名称）青森県GIGAスクール推進協議会事務局

（担当）青森県教育庁学校施設課財務グループ（以下「学校施設課」という。）

（所在地）〒030-8540

青森県青森市長島1丁目1-1（県庁西棟6階）

(2) 電話番号等

（電話）017-734-9873

（E-mail）shisetsu-zaimu@pref.aomori.lg.jp

5 参加資格

参加資格を有する者は、参加申込みの日から受注者が決定する日まで次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 各参加自治体から指名停止及び指名除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者で

あること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第33条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (8) 過去6年間（令和2年3月～令和8年2月）以内に国、地方公共団体と情報コンピュータ等の共同調達及び保守契約を1回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している者であること。

6 企画提案競技参加申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

- ア 企画提案競技参加申請書（第1号様式）
- イ 申告書（第2号様式）
- ウ 契約実績証明書（第3号様式）

(2) 提出期限

令和8年4月8日（水）午後5時とすること。

(3) 提出先

学校施設課に電子メール、郵送（書留郵便により提出期限必着）又は持参すること。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。

(4) 留意事項

- ・ 次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。
 - ① 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。
 - ② 本手続の期間中に「5 参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- ・ 参加表明後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出すること。

7 参加資格審査

- (1) 企画提案競技参加申請書の提出があった場合には、「5 参加資格」に定める参加資格の有無について審査する。
- (2) 審査結果については、令和8年4月15日（水）頃に文書により通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書等の仕様

仕様書等を確認し、別添「令和8年度青森県学習者用コンピュータ等（Windows）の共同調達企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）により作成すること。

(2) 提出時の添付書類

会社名、代表者名、担当者の所属、担当者名、電話番号及びメールアドレスを記載した送り状1通を添付することとする。

(3) 提出期限

令和8年4月22日（水）午後5時とする。

(4) 提出先

学校施設課に正本1部を提出すること。提出は、郵送（書留郵便により提出期限必着）又は持参すること。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。併せて、データを電子メールで送付すること。

9 企画提案の辞退

企画提案申請書提出後、企画提案を辞退する場合には、企画提案競技審査日までに提案辞退届（第4号様式）を提出すること。

10 企画提案に係る質問

(1) 質問については、質問票（第5号様式）により、学校施設課へ電子メールにより提出すること。

ただし、審査方法等に関する質問については、受け付けない。

(2) 質問受付は、令和8年3月30日（月）午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答については、質問者及びその他全ての企画提案競技参加者に対して通知する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答する。

11 企画提案競技審査

(1) 事前書類審査

参加表明が6者以上の場合は、「8 企画提案書の提出」にて提出された企画提案書により事前書類審査をする。審査項目ごとの評価を行い、評価が高い上位5者を決定し、下記（2）で最終審査を行う。

書類審査の結果については、令和8年4月24日（金）頃に文書により通知する。

なお、参加表明のあった者が5者以下の場合も、同様に通知する。

(2) 企画提案競技審査

①開催日時・場所（予定）

令和8年4月27日（月） 青森県庁舎内 ※後日個別に連絡

②審査の方法

- ア 企画提案競技では、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (ア) 1者5名以内とする。
- (イ) プレゼンテーションを15分以内で行い、その後、質疑・応答を10分程度設ける。
- イ アにおける審査項目及び配点については、「令和8年度青森県学習者用コンピュータ等（Windows）の共同調達審査基準」に定める。
- ウ 各審査委員の採点の結果、1位の獲得が最も多かった提案者を本提案協議の最優秀提案者、次点で高順位の獲得が多かった提案者を優秀提案者として、協議し決定する。
- エ 審査結果については、全ての提案者に対して文書により通知する。

12 契約

- (1) 最優秀提案者と各参加自治体は、詳細を協議の上、個別に随意契約を締結する。
- なお、契約内容等については、協議の中で、提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (2) 最優秀提案者と協議が整わなかったときは、優秀提案者と協議し、契約を締結する。
- (3) 本共同調達に係る企画提案競技は各参加自治体の令和8年度当初予算等の成立を前提とした準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業であるため、各参加自治体の議会において予算が否決される等、本共同調達内容が遂行できないやむを得ない事情が生じた場合は、最優秀提案者に選定された場合であっても、当該参加自治体については、契約を締結しないことがあるため留意すること。

なお、各参加自治体の規定により、物件の購入に当たっては、議会承認を要する場合があり、この場合、各参加自治体の議会において承認がされなかった場合は、当該参加自治体については契約しないことがあるため留意すること。契約しない参加自治体があった場合でも、他の参加自治体に関しては、提案の条件で契約に応じるものとする。

また、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については、一切保障しない。

13 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (2) 提案者が本企画提案競技に対して異なる2つ以上の企画提案をしたとき
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき
- (5) 提案書類に虚偽の記載をしたとき
- (6) 青森県職員及び各市町村職員、本企画提案競技の関係者に対して、本企画提案競技に関わる不正な接触の事案が認められたとき
- (7) 企画提案競技審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
- (8) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

14 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には応じない。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 企画提案書は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 各参加自治体に直接問合せや質問をしないこと。

15 スケジュール

令和8年3月30日(月)午後5時	質問票受付期限
4月8日(水)午後5時	企画提案競技参加申請書提出期限
4月22日(水)午後5時	企画提案書提出期限
4月27日(月) 予定	企画提案競技審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)
4月28日(火) 頃	結果通知